

議案第 22 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 5 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化に伴う関係条例の整理に関する条例

(木古内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第1条 木古内町印鑑の登録及び証明に関する条例（平成2年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「成年被後見人」を「意思能力を有しないもの（前号に掲げるものを除く。）」に改める。

第3条第3項中「住民票の備考欄に記録されている」を「住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第6条第1項第3号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削り、同項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第5項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第16条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第16条の4第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第17条第5項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(木古内町嘱託員の設置に関する条例の一部改正)

第3条 木古内町嘱託員の設置に関する条例（平成18年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。